若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その39）

河内川（こうちがわ）ダム建設の無駄と無謀 その㉑

河内川ダム建設工事に係る
関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 6

(小浜市)　松本　浩

「原発マネーの還流」に関して関西電力幹部6名が高浜町の森山元助役に一括返却したと言われる2億8400万円の原資は、福井県が施工した河内川ダム建設工事費から捻り出された疑いがある。

福井県施工の河内川ダム建設事業（国庫補助 55%）に伴う関西電力の熊川発電所補償についての基本的事項を定めた「熊川発電所の補償に関する覚書」が、平成 24 年 6 月 29 日に関西電力（甲）と福井県（乙）の間で交換された。「原覚書」として特別の重きを置かれたこの覚書の第 2 条第 1 項は次のようになっている。

「甲は、ダム事業に伴い影響を受ける発電所の設備等（取水設備および導水路等）を移設するものとし、乙はこの機能回復に要する費用を金銭により補償する」

また、平成 29 年 1 月 31 日に交換された「発電所導水路等の移設に関する覚書」第 2 条は「甲及び乙は、この覚書の対象となる補償について原覚書第 2 条第 1 項に基づく発電所導水路等の移設に係る補償であることを確認する」とし、第 3 条は「甲は、末尾記載の工事を実施するものとする」としている。

そして、末尾記載の「工事の概要」は次のように表示されている。

所在地	福井県三方上中郡若狭町熊川地内
対象設備	熊川発電所設備等（取水設備および導水路等）
施工内容	発電所設備等の移設（仮移設を含む）

関西電力と福井県が交換した覚書は明らかに、熊川発電所の取水設備と導水路の移設工事は関西電力が施工して、福井県がその費用を負担すると約束している。

「取水設備及び付替水路」移設工事は、巧妙に仕組まれた詐欺の手口で福井県が施工あるいは架空工事を作り出し、5 億 2770 万円の公金を関西電力に流した。

1)「付替水路工」 熊川発電所へ水を送る導水路や導水トンネルがダムで水没するので、代わりにダム本体の下流側の発電所分流施設（取水施設）から閉塞した導水トンネルの出口まで 180m の導水管を布設する付け替え工事である。

民主党政権のダム検証要請に対して福井県が報告した「発電所導水路補償」費の見積りは 4350 万円であった（平成 23 年 6 月）。

平成 28 年度補助金交付申請 1100 万円に続いて、平成 29 年度当初補助金交付 2 億 900 万円が申請されていた発電所補償費が年度末の同 30 年 2 月に急遽変更されて 2 億 900 万円は、補償費 500 万円と付替水路工 2 億 400 万円に分割された。（本通信 第 231 号）

2 億 400 万円の工事内訳を示す公文書（工事請負契約書、設計書、支出伝票等）の開示請求によって当初開示された文書は下記 4 件だった（令和元年 11 月 7 日）。

①付替水路工 29-2　2,444,040 円（株）西野土木
工期平成 30 年 3 月 2 日～平成 30 年 3 月 30 日
②付替水路工 29-3　2,440,800 円（株）西野土木
工期平成 30 年 3 月 2 日～平成 30 年 3 月 30 日
③付替水路工 30-1　33,015,600 円（株）西野土木
工期 平成 30 年 5 月 11 日～平成 31 年 5 月 7 日
④付替水路工 30-3　41,314,800 円（株）西野土木
工期 平成 30 年 7 月 25 日～平成 31 年 3 月 22 日
上記の当初請負金額合計 7900 万円余は、2 億 400 万円に遠く及ばない。

松本：水路工 29-1 と水路工 30-2 がありませんが、何でないんですか。
課長：入札にかけたんですが、応札がなかったもんで失効になりました。
松本：･･･余った金は･･･。･･･2 億 400 万円のうち 1 億円以上余るでしょう。
課長：それは、契約が成立した工事に割り振りました。
松本：そんな阿呆な。29-2 に割り振って 29-3 をつくり、30-1 に割り振って 30-3 をつくり、2 件を 4 件にしたんですか。
課長：そうです。
松本：･･･ 契約成立工事の内容を半分に分けた･･･ それでもまだ余るでしょう。
課長：ええ､後は付替町道工事に回しました。
松本：そんな、…無茶苦茶じゃないですか。付替水路と付替町道は全く別の工事じゃありませんか。付替水路で許可した国土交通省への申請が要るでしょう。
課長：いや、どちらも「補償工事」ですから同一費目内の変更は自由なんです。
松本：･･･

「付替水路工事費を回した」という付替町道工事の台帳が、後日開示されたが、その内容に筆者は我が目を疑った。もともと契約書など作成してないのに筆者の開示要求があったので、無理やりでっち上げて開示したもののようであった。

⑤付替町道 3 号線 28-2　10,548,522 円（株）西野土木
工期平成 29 年 3 月 15 日～平成 29 年 12 月 15 日
⑥付替町道 3 号線 28-2　53,279,478 円（株）西野土木
工期平成 29 年 3 月 15 日～平成 29 年 12 月 15 日
⑦付替町道 3 号線 28-2　63,828,000 円（株）西野土木
工期平成 29 年 3 月 15 日～平成 29 年 12 月 15 日

松本：これは一体何ですか。一つの工事に三つの請負契約なんて、出鱈目じゃないですか。これまで見たことがない。･･･ご説明下さい。どういうことですか。
課長：･･･
松本：この工事 28-2 は請負契約が平成 29 年 3 月になっています。平成 30 年 3 月に国交省が承認した付替水路工 2 億 400 万円の使途工事が、何で 1 年前の 29 年 3 月契約になるの。･･･自棄糞（やけくそ）じゃないですか。
課長：･･･ ⑤と⑥の合計金額が⑦の請負金額になっています…
松本：･･･ 架空工事の三重契約ですよね。それで、この付替町道 3 号線 28-2 に一年遡（さかのぼ）って振り分けたという付替水路工はどこですか。
課長：この、工事概要記載の「本工事 118.7 メートル」が水路工の本工事です。
松本：･･･ ①～⑦までの付替水路工事 2 億数百万円で付替水路は 1 メートルもできていない。･･･これは、平成 31 年 2 月 14 日付「福井新聞」の写真です。水は満々と湛えられて洪水吐口から水が放流されています。「県提供」の写真ですね。これを見ると、写真右下方の発電所取水施設の据付工は完了していますが、取水施設に接続する付替水路工事はまだ着手されていませんね。
課長：･･･ 手前の方が写っていませんので…
松本：･･･法面工事も始まっていません…

下西工務課長はそれ以上の反論ができず、「付替町道 3 号線 28-2」工事代金の 1 億 3627 万円余には工事の実体が存在しないことを認めざるを得なかった。

平成 31 年に入って、3 月 10 日には「関電良くし隊」の岩根社長宛の内部告発、3 月 20 日には森山元助役の死去、4 月 7 日には西川知事の落選と東京への逃避、9 月から 10 月には関電幹部の不祥事公表と八木会長ら幹部

河内川ダム（若狭町）6月供用

知事見通し 治水、利水に活用

県が若狭町熊川に建設している河内川ダムについて、西川一誠知事は13日に開会した定例県会の提案理由説明で、「6月から供用を開始する予定」との見通しを示した。北川水系の洪水調節のほか、水道水や工業用水の確保に役立てられる。

昨年12月3日から水をためて安全性を確認する試験を実施しており、今月7日には平常時の満水位に当たる「常時満水位」に到達した。洪水調整時の満水位の約7割に相当。今後、上部の水路を仮閉鎖して満水にする試験を行う。一連の試験は5月末まで行われる。

同ダムは1987年に事業採択され、2012年に本体着工した。重力式コンクリートダムで高さ77・5㍍、総貯水容量は800万立方㍍。総事業費は415億円。（坂下享）

常時満水位に到達し、上部の水路から水が流れ出した河内川ダム＝7日、若狭町（県提供）

福井新聞　2019年 2月 14日

完成した河内川ダムのリーフレット（福井県嶺南振興局　小浜土木事務所　発行:2019. 6）

5 人の辞職と、激しい情勢の変化があり、締め付ける箍(たが)が外れたダム事務所には重い空気が感じられなかった。

松本：平成 31 年度の水路工事費 6400 万円、これは何ですか。

課長：これは水路工事のための法面工事のためのものです。

松本：･･･ すると、これまでの水路工事は何だったのですか。

課長：･･･

松本：こういう恐ろしい、信じられないような犯罪計画を素早く立てて、しかも即実行できる力は、ダム建設事務所、県庁の一出先機関の皆さんのレベルにはない。これは、やはり県のトップ、西川一誠知事と高浜町の森山元助役が組んでやったことですね。それに、彼らと一蓮托生の牧野百男、旭信昭も加わったかも知れませんね。

次長：松本さん、うちは吉田開発とは関係ありませんよ。距離も離れてますしね。

平成 30 年 1 月の金沢国税局の吉田開発(株)への税務調査は、彼らにとって想定外の出来事だったに違いない。彼らは慌てて対策を練り国に補助事業の変更を申請して承認されたが、承認された付替水路工 2 億 400 万円の工事名目が立たなかった。

第一次分 7921 万円は、急遽、水増しした架空工事をでっち上げたが、後が続かず、かといって事は緊急を要するので止む無く一年も遡(さかのぼ)り、しかも別件工事である付替町道工事に付替水路工費 1 億 2765 万円をぶち込んだ。

本来は闇に葬る架空工事だったからなりふり構ってはいられなかったのだろう。

こうして、架空工事に代金が投げ込まれる形をとって、公金による関電幹部ら不祥事の

尻拭いがなされたのである･･･

ダム事務所の田中前次長との平成 29 年 12 月 22 日の会話が思い出される。

松本：29 年度補助金交付申請の「熊川発電所補償 2 億 900 万円」はもう関西電力に支払われましたか。
田中：それについては言えません。
松本：･･･ だけど、文書公開請求すれば分かることでしょう。
田中：請求されても、公開するかどうかは分かりません。（本通信第 221 号）

田中次長は翌 30 年 4 月の異動でダム事務所を去っている。

上記①～⑦の架空工事代金に平成 30 年度の架空工事「取水設備製作工」8000 万円を加えた 2 億 8687 万円余が、関西電力(株)の会計処理を必要としない裏金であり、関電幹部 6 名から森山元助役へ返却された金の原資である。

「原覚書」に基づく発電所補償 2 億 2000 万円は、予期せぬ「原発マネー還流事件」の突発によって上記のような応急修正を余儀なくされたが、結局は熊川発電所の取水設備の代金二重評価により当初計画どおり捻出され、関西電力(株)に約束どおり支払われた。

令和元年 12 月 27 日、福井県が開示した河内川ダム本体工事の変更設計書によると、発電導水路分流施設(発電所取水施設)はダム本体工事の一部として施工されたことになっている。下西課長によるとその費用は 2000 万円余とのことであった。

しかし、「取水施設」製作据付工事名目による発電所補償の実績は 219,912,800 円となっている。

（次号に続く）